

<問題1>

AからCまでのうち、海外のメーカーに該非判定を確認する際、どの国際輸出管理レジームの英文を参考に確認したら良いかについて、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 東京の貿易会社Xは、米国のメーカーYより、輸出令別表第1の2の項に関連する貨物 α を購入し、海外で販売する予定である。貨物 α は、MTCRの規制なので、MTCRのサイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- B 東京の貿易会社Xは、米国のメーカーYより、輸出令別表第1の15の項に関連する貨物 α を購入し、海外で販売する予定である。貨物 α は、ワッセナー・アレンジメント(WA)の規制なので、同サイトにあるSensitive Listの英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- C 東京の貿易会社Xは、米国のメーカーYより、輸出令別表第1の14の項に関連する貨物 α を購入し、海外で販売する予定である。貨物 α は、ワッセナー・アレンジメント(WA)の規制なので、同サイトにあるMunitions Listの英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題2>

東京のメーカーXは、装置Mの中に、通信用の集積回路 α を計3個、正当に組み込んで、来月、米国の家電メーカーYに輸出する予定である。この場合、装置Mの輸出について、最も適切な対応を後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(前提条件)

- ①装置Mは輸出令別表第1の16の項に該当で、初期製造時の市場価格は150万円である。
- ②通信用の集積回路 α は、輸出令別表第1の9の項(1)に該当し、装置Mの初期製造時に、ICの問屋で、1個6万円で購入した。なお、告示貨物には該当しない。
- ③集積回路 α は、装置Mの中にある基板上のソケットに差し込まれている。
- ④メーカーXは、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を取得している。

1. この場合、装置Mの集積回路 α については、運用通達の10%ルールは適用できないので、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を使用して、輸出する必要がある。
2. この場合、装置Mの集積回路 α については、運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。
3. この場合、装置Mの集積回路 α については、運用通達の10%ルールは適用できないが、集積回路 α は、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

<問題3>

外為法第53条第1項の規定について、正しい用語の組合せを後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(制裁)

第53条 (A)は、(B) 第1項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、(C) 以内の期間を限り、輸出を行い、又は特定技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する特定記録媒体等の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行うことを禁止することができる。

1. (A)には、「経済産業大臣」が入る。(B)には、「第48条」が入る。(C)には、「3年」が入る。
2. (A)には、「財務大臣」が入る。(B)には、「第25条」が入る。(C)には、「3年」が入る。
3. (A)には、「経済産業省」が入る。(B)には、「第48条」が入る。(C)には、「5年」が入る。

<問題4>

外為令別表の7の項について、AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(外為令別表の7の項)

項 番	技 術
7	(1) 輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2) 輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (3) 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)及び4の項の中欄に掲げるものを除く。) (4) 超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。) (5) 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。)

- A 輸出令別表第1の7の項(9)に該当するサンプリングオシロスコープの操作マニュアルは、外為令別表の7の項に該当する。
B 輸出令別表第1の7の項(12)に該当する信号発生器の操作マニュアルは、外為令別表の7の項に該当しない。
C 輸出令別表第1の7の項(13)に該当する周波数分析器の操作マニュアルは、外為令別表の7の項に該当しない。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題5>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の14の項(7)に該当するロボット1台(総価額80万円)の注文を受けた。当該ロボットをベルギーのメーカーYに輸出する場合、少額特例を適用して輸出することができる。
- B 本邦にあるメーカーXは、国連武器禁輸国であるレバノンにあるメーカーYより、通常兵器である戦車の製造用に輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受(総価額95万円)の注文を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。
- C 本邦にあるメーカーXは、台湾にある自動車メーカーYより、電気自動車の製造用に輸出令別表第1の6の項(7)1に該当するロボット(価額90万円)と輸出令別表第1の6の項(7)2に該当するロボット(価額95万円)の注文を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。なお、輸出令別表第1の6の項に告示貨物はない。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個

<問題6>

AからCまでのうち、輸出許可申請について、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、AからCの輸出貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当する。

- A 東京にあるメーカーXは、ポーランドにあるメーカーYより炭素繊維1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該炭素繊維を使用して、航続距離が300キロメートル以上の無人航空機の製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請が必要である。
 - B 東京にあるメーカーXは、ベトナムにあるメーカーYより炭素繊維1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該炭素繊維を使用して、宇宙に関する研究を行うと連絡を受けている。この宇宙に関する研究は、専ら天文学に関するものではなく、ベトナム空軍から委託を受けて行われるものである場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請が必要である。
 - C 東京にあるメーカーXは、インドネシアにあるY大学より貯蔵容器の注文を受けた。その際、Y大学からは、当該貯蔵容器を使用して、農薬の製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請が必要である。
-
- 1. 1個
 - 2. 2個
 - 3. 3個

<問題7>

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、米国にある企業Yが提供しているストレージサービスを契約している。メーカーXは、自社で開発した製造技術 α （外為令別表の9の項に該当する技術）の文書ファイルを企業Yが提供しているストレージサービスに保管する場合、メーカーXの技術部の社員でなければ、アクセスできないことになっている。この場合、メーカーXは、役務取引許可申請は不要である。
- B 東京にあるメーカーXは、韓国にある企業Yが提供しているストレージサービスを契約している。メーカーXは、自社で開発した製造技術 α （外為令別表の9の項に該当する技術）の文書ファイルを企業Yが提供しているストレージサービスに保管する場合、メーカーXの技術部の社員でなければ、アクセスできないのであれば、メーカーXは、役務取引許可申請は不要である。
- C 東京にあるメーカーXは、日本にある企業Yが提供しているストレージサービスを契約している。メーカーXは、自社で開発した製造技術 α （外為令別表の9の項に該当する技術）の文書ファイルを企業Yが提供しているストレージサービスに保管しているが、来月から、メーカーXの海外子会社の技術部の社員であれば、アクセスできるようにする予定である。この場合、メーカーXは、役務取引許可申請は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題8>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 核兵器等開発等省令第一号は、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物に関する大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件の規定である。
 - B 核兵器等開発等省令第二号は、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物に関する大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件の規定である。
 - C 核兵器等開発等省令第三号は、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物に関する大量破壊兵器キャッチオール規制のインフォーム要件の規定である。
-
- 1. 1個
 - 2. 2個
 - 3. 3個

<問題9>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までのなかから1つ選びなさい。

- A 韓国人留学生で、来日後6ヶ月以上経過したが、年末休暇で1週間、韓国に帰国することになった。年末休暇後、本邦に戻った場合、居住者として取り扱われる。
- B 2か月だけ日本国内の大学に雇用された外国人は、雇用された時点で居住者として取り扱われる。
- C 1年間の予定で、フィリピンのセブ島で語学留学している日本人は、非居住者として取り扱われる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題10>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、本邦にある貿易会社Yと国際入札の最終打合せを英国にあるホテルで行う予定である。その際、メーカーXが外為令別表の3の項に該当する技術 α について、貿易会社Yに英国で説明する契約になっている場合であっても、本邦にある法人同士なので、役務取引許可は不要である。
- B 本邦にあるメーカーXの技術部長は、代理店契約を結んでいる本邦にある貿易会社Yの営業部長から、外為令別表の2の項に該当する工作機械の技術資料 α をメールで送るように頼まれたので、電子メールで送った。営業部長は、その時、英国に出張していたので、英国のホテルで電子メールを受け取った。この場合、技術部長は、結果的に英国にいる営業部長に外為令別表の2の項に該当する技術資料を送ることになったとしても、役務取引許可は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXの社長は、融資契約を結んでいる本邦にある銀行Yの専務と偶然、米国のホテルで会った。専務から食事に誘われ、現在、開発中の外為令別表の2の項に該当するロボットに関する技術について質問を受けたので、説明する場合、外為令別表の2の項に該当する技術が含まれていたとしても、役務取引許可は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題11>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(前提条件)

- ①本邦にある貿易会社Xは、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。
- ②需要者はフランスにあるメーカーYで、用途は家電の製造である。

- A 貿易会社Xは、契約に基づき輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路（総価額150万円）をメーカーYに韓国を経由してフランスに輸出する場合、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は適用できないので、個別の輸出許可を取得して輸出する必要がある。
- B 貿易会社Xは、契約に基づき告示貨物ではない輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号装置（総価額90万円）をメーカーYに輸出する場合、少額特例を適用して輸出することはできるが、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することはできない。
- C 貿易会社Xは、契約に基づき輸出令別表第1の15の項（2）に該当する電波吸収材（総価額4万円）をメーカーYに輸出する場合、少額特例も一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可も適用できないので、個別の輸出許可を取得して輸出する必要がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題12>

AからCまでは、外為法等遵守事項の資料管理に関する事例である。下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、輸出先の用途は民生用途である。

- A 本邦にあるメーカーは、少額特例を適用して、英國にあるメーカーに告示貨物に該当する貨物 α を輸出した。この場合、貨物 α の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも5年間保存する必要がある。
- B 本邦にあるメーカーは、輸出許可を取得して、米国にあるメーカーに輸出令別表第1の3の項(1)に該当する貨物 α を輸出した。この場合、輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも5年間保存する必要がある。
- C 本邦にあるメーカーは、中国にあるメーカーに輸出令別表第1の16の項に該当する貨物 α を輸出した。この場合、貨物 α の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも3年間保存する必要がある。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題13>

本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号装置 α (総価額95万円)をタイにあるメーカーYに輸出する契約を7月2日に結んだ。暗号装置 α は、少額特例を適用して、8月1日に輸出する予定である。暗号装置 α の輸出前に操作マニュアル β (外為令別表の9の項に該当)をメーカーYに送る場合、貿易外省令第9条第2項第十二号の規定に照らし合わせて、正しい説明を後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(前提条件)

- ・外為令別表の9の項に該当する技術は、使用技術告示第一号には規定されていない。
- ・本邦にあるメーカーXは、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を取得している。

1. メーカーXは、暗号装置 α の輸出について、少額特例が適用できるので、輸出契約を締結した7月2日以降であれば、操作マニュアル β について、役務取引許可を取得することなく、メーカーYに提供することができる。
2. メーカーXは、暗号装置 α の輸出について、輸出契約を締結した7月2日以降であれば、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、操作マニュアル β をメーカーYに提供することができる。
3. メーカーXは、暗号装置 α の輸出について、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を取得しているので、いつでも操作マニュアル β をメーカーYに提供することができる。

<問題14>

AからCのうち、外為法第69条の6の罰金について、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の3の2の項（1）に該当する貨物（価格10万円）を無許可で輸出した場合の罰金は、3,000万円以下である。
- B 輸出令別表第1の7の項（1）に該当する貨物（価格100万円）を無許可で輸出した場合の罰金は、500万円以下である。
- C 輸出令別表第1の15の項（2）に該当する貨物（価格1億円）を無許可で輸出した場合の罰金は、5億円以下である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題15>

遵守基準省令について、AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を毎日輸出している。したがって、遵守基準省令により「統括責任者」を選任する法的義務がある。
- B 本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の7の項に該当する貨物を毎月輸出している。したがって、遵守基準省令により「統括責任者」を選任する法的義務がある。
- C 本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を毎日輸出している。したがって、遵守基準省令により「該非確認責任者」を選任する法的義務がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題16>

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可について、AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(前提条件)

- ・本邦にある貿易会社Xは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。
- ・輸出先の用途は、全て民生用途である。

- A 貿易会社Xは、来週、輸出令別表第1の7の項に該当する貨物で、かつ、告示貨物にも該当する貨物を中国にある自動車メーカーYに輸出する予定である。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができる。
- B 貿易会社Xは、来週、輸出令別表第1の14の項に該当する貨物を中国にある日系の自動車メーカーYに輸出する予定である。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができる。
- C 貿易会社Xは、来週、輸出令別表第1の15の項に該当する貨物を米国にある自動車メーカーYに輸出する予定である。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出することができる。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個

<問題17>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xのタイ支店は、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用銃を英国にあるメーカーYより購入し、オーストラリアにあるメーカーZに売却する予定である。当該産業用銃は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、建築用であっても貿易会社Xは、外為法第25条第4項に基づく仲介貿易取引許可申請が必要である。
- B 本邦にある貿易会社Xのタイ現地法人は、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用銃を英国にあるメーカーYより購入し、オーストラリアにあるメーカーZに売却する予定である。当該産業用銃は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、建築用であっても貿易会社Xは、外為法第25条第4項に基づく仲介貿易取引許可申請が必要である。
- C 本邦にある貿易会社Xのタイ支店は、外為令別表の1の項に該当する産業用銃の製造用ソフトウェアを英国にあるメーカーYより購入し、オーストラリアにあるメーカーZに売却する予定である。当該産業用銃の製造用ソフトウェアは、メーカーYよりメーカーZに直接提供される。この場合、貿易会社Xは外為法第25条第4項に基づく仲介貿易取引許可申請が必要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題18>

大阪のメーカーXは、先週、オーストラリアにあるメーカーYから輸入した建築用の産業用銃 α （輸出令別表第1の1の項（1）に該当）に動作不良が見つかったので、近日、修理のため、オーストラリアに返品する予定である。この場合、メーカーXの対応について、適切なものを後記1から3までの中から1つ選びなさい。

1. 産業用銃 α は、無償告示第一号1の規定が適用できるので、メーカーXは、輸出許可申請は不要である。
2. 産業用銃 α は、無償告示第一号1の規定が適用できないので、メーカーXは、輸出許可申請が必要である。
3. 産業用銃 α は、修理代が無償の場合は、無償告示第一号1の規定が適用できるので、輸出許可申請が不要だが、有償の場合は、輸出許可申請が必要である。

<問題19>

AからCのうち、貿易外省令第9条第2項について、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 家電量販店や専門店などで販売されているソフトウェアやインターネット上で販売されているソフトウェアは、不特定多数の者が購入できるので、リスト規制に該当するものであっても、貿易外省令第9条第2項第九号の「公知の技術」にあたり、役務取引許可は不要である。
 - B 国内の書店で販売されている書籍については、リスト規制に該当する技術を含んでいたとしても、不特定多数の者が購入できるので、貿易外省令第9条第2項第九号の「公知の技術」にあたり、役務取引許可は不要である。
 - C 5年前にフランスで出版され、現在は、絶版になっている専門書（外為令別表の6の項に該当する技術が含まれている。）を米国の知人に郵送する場合、貿易外省令第9条第2項第九号の「公知の技術」にあたり、役務取引許可は不要である。
-
- 1. 1個
 - 2. 2個
 - 3. 3個

<問題20>

以下のAからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、米国のメーカーYより特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路（価額200万円）の注文を受けた。用途を確認したところ、戦車用のコントローラの製造に使用すると連絡を受けた。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件に基づく、「報告」が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、タイの警察より特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（1）に該当する無線通信装置（価額150万円）の注文を受けた。用途を確認したところ、デモ隊の鎮圧に使用すると連絡を受けた。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件に基づく、「届出」が必要である。
- C 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項（1）に該当する軸受をチェコに輸出して、ストック販売をする際、予定される需要者及び特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要はない。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題21>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

英國にあるメーカーXは、先週、大阪で開催された国際見本市に最新のロボット（輸出令別表第1の2の項（15）に該当）を出品したところ、台湾の半導体メーカーYが購入することになり、出品したロボットを日本から台湾に輸出することになった。この場合、メーカーXは、輸出許可は不要である。

<問題22>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

東京にあるメーカーXの技術部長は、米国にある製薬メーカーYに来週、輸出令別表第1の3の2の項(1)に該当する遺伝子をサンプルとして持ち出し、一週間後、本邦に持ち帰る予定である。この場合、当該遺伝子は、輸出令別表第6の「携帯品」又は「職業用具」にあたるので、メーカーXは、輸出許可は不要である。

<問題23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

ソースコードを公開しているU R L又はソースコードをB I S及びE N C暗号申請コーディネータに通知していなくても、暗号ソースコードが標準暗号に基づいている場合には、「公知の暗号ソースコード」となり、E A Rの規制対象とはならない。

<問題24>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており「C」は、当該品目が「材料」であることを示している。

<問題25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

東京にあるメーカーXが、米国製の文書作成ソフトを日本国内でイラン国籍の者に使用させることは、EAR でいう「見なし再輸出」にあたらない。

2021年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第14回)

(STC Advanced)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき 貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
仲介貿易おそれ省令	外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
核兵器等開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
運用通達の10%ルール	「輸出貿易管理令の運用について」1-1(7)(イ)
輸出令別表第3	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が告示で定める貨物
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について